

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第7号	
事故等名	漁船長田丸漁船雄康丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年12月21日11時30分ごろ	
発生場所	神戸須磨西防波堤灯台から真方位263° 1,350m付近	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月22日神戸・地方事故調査官が、両船所属漁業協同組合から入手した資料を精査し、同2月17日両船所属漁業協同組合担当者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	A 漁船 長田丸 5.2トン HG2-5541 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	B 漁船 雄康丸 2.2トン HG3-26732 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 右舷船首部外板擦過傷 B 操舵室前面割損	
事故等の経過	A船は、神戸市須磨区須磨浦の定係地を発して、沖合ののり養殖施設に向かうため南下中、B船は、南北方向に設置されたのり養殖施設の間を、刺し網を投入するため、魚群探索を行いながら北上中、平成20年12月21日11時30分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷前部とが衝突した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、船首浮上により生じた死角を補う適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 B船は、魚群探索中で、魚群探知機の映像に気をとられ、進行方向の適切な見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南下中、B船が北上中、A船が適切な見張りを行わず、B船の存在に気付かないまま進行し、また、B船が、魚群探索に気をとられ、A船の存在に気付かないまま進行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	